

令和5年 第5回

南会津町農業委員会総会議事録  
(公開用)

期 日 令和5年5月16日(火)

会 場 南会津町伊南会館

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月16日(火) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町伊南会館 2階 研修室

3 出席した委員

農業委員 8名

1 番	星 隆 一	2 番	芳 賀 美 紀	3 番	平 野 恒 二
4 番	馬 場 崇 裕	6 番	湯 田 義 三	7 番	星 洋 一
10 番	湯 田 孝 義	11 番	室 井 文 一		

農地利用最適化推進委員 4名

田島第1	渡部 昭雄	田島第11	猪俣 忠久	舘岩第1	佐藤 春香
伊南第1	八須賀 智				

4 欠席した委員

農業委員 3名

5 番	湯 田 重 行	8 番	酒 井 圭	9 番	渡 部 一 男
-----	---------	-----	-------	-----	---------

5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	長谷川 春奈
------	-------	----------	-------	----	--------

6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 現況確認証明申請について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について

## 7 会議の概要

事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会  
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条  
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、5番、湯田重行  
委員、8番、酒井圭委員、9番、渡部一男委員であります。

本日の出席委員は8名ですので、農業委員会等に関する法律第27条  
第3項の規定により過半数に達しております。

また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席  
を求めたところ、4名に出席していただいております。

議長

続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であり  
ますが、会議規則第20条第2項の規定により、2番、芳賀美紀委員、6番、  
湯田義三委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への  
署名をお願いいたします。

議長

続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題と  
いたします。事務局から報告をお願いします。

事務局

(事務局長 報告)

議長

只今、事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございま  
したら挙手をお願い申し上げます。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長

質疑がないようですので、会務報告を終わります。

議長

それでは続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定に  
よる許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第3区、星仁推進委員が  
欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局

(係長) 議案書の3ページをご覧くださいと思います。事件番号1、  
譲渡人は、●●●●さん、72歳、無職の方で\*\*\*に住んでおられます。  
譲受人は、○○○○さん、48歳、会社員、\*\*\*にお住まいです。許可  
を受けようとする土地の所在は、\*\*\*字\*\*\*番、\*\*\*字\*\*\*番  
\*\*\*、同じく\*\*\*番\*\*\*、\*\*\*字\*\*\*番、同じく\*\*\*番\*  
\*\*、\*\*\*字\*\*\*番、同じく\*\*\*、\*\*\*、\*\*\*、\*  
\*\*、\*\*\*となっています。地目、面積等は、ご覧いただきたいと思  
います。権利設定、移転の原因といたしましては、所有権の移転です。  
現在、譲受人の経営面積につきましては、ゼロとなっています。申請事  
由は、譲渡人は、親戚、分家に贈与する。譲受人は、生前贈与により経

営移譲を受けるということです。無償になります。田が5筆、畑が7筆の計12筆、田の面積が□□□□㎡、畑の面積が□□□□㎡、合計で□□□□㎡となっています。星仁さんに調査していただいた内容について、説明させていただきます。申請理由は、先ほど説明しましたとおり、譲受人は、生前贈与、経営移譲を受けるというものになり、譲渡人は、親戚、分家へ贈与するものでございます。農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしていただいたところ、現在、農業経営等はやられていないようですが、今後150日になるよう、農業経営を行いたいという意向があるとお話でした。2点目の地域との調和要件でございますが、同地区内に集落営農はありませんので、農地の集積、分断の影響等はないと思われま。3点目の農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましても、現在、譲受人の〇〇〇〇さんにつきまして、農業経営は行われておりませんが、今現在、●●●●●さんの田につきましては、\*\*\*地区の◆◆◆◆さんが利用権設定をしており、田については、耕作されている状況になってございます。農地法3条の各要件、現状では満たしている部分と満たしていない部分がありますが、詳しく話を聞いたところ、●●●●●さんは、相続していただける方がいらっしゃらないということで、このまま自分が亡くなった後、農地の管理等に非常に不安があるということで、農地の状況を把握している状態で、地元に近い親戚の方に農地の全てを任せたいというような意向で、今回の3条申請になったということです。〇〇〇〇さんは、現在48歳で、まだ会社員を続けられるそうですが、退職後は、地元の\*\*\*に戻って農業をやりたいという意向もお話を伺っております。今回の許可につきましては、許可相当であると判断しているところであります。田については、引き続き、◆◆◆◆さんに作っていただきたいという意向も確認しておりますので、農地が荒れるというようなことはないと思われま。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

10 番 (湯田孝義) 〇〇〇〇さんが48歳。退職されてからと言っても、65歳まで勤めると20年ほどある訳です。\*\*\*は、かなり耕作放棄地が入り乱れているため、定年までの20年間で遊休農地にならないように気をつけなければならない。

議 長 他に質疑はございませんか。

6 番 (湯田義三) 畑については、現在はどうなっていますか。

事務局 (係長) 実際のところ、今ほど職務代理からあったとおり、\*\*\*地区については、遊休農地が非常に多い状況になっておりまして、所有者の●●●●さんも、実際に\*\*\*に住まわられていて、田んぼについては作っていただける方がいらっしゃるのので、利用権設定等されているのですが、畑については、現地までは確認していないのですが、耕作されていないのではないかなと想像されます。

議長 他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号2を議題といたします。  
事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 4ページをご覧くださいと思います。事件番号2、譲渡人は、●●●●さん、83歳、\*\*\*の方です。譲受人は、○○○○さん、71歳、同じく\*\*\*の方になります。許可を受けようとする土地の所在は、\*\*\*字\*\*\*番、同じく\*\*\*番\*\*\*、同じく\*\*\*番の3筆になってございます。地目は、田になっております。面積はご覧のとおりです。権利の設定、移転の原因は、所有権の移転となっています。譲受人の経営面積は、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計□□□□㎡となっております。申請事由は、譲渡人は、高齢による経営規模の縮小。譲受人は、経営規模の拡大となっております。譲渡売買ということで、△△△△円で購入するものになります。今回の設定する面積が、田3筆、□□□□㎡となっております。○○○○推進委員に調査していただきました内容について説明させていただきます。申請理由は、今ほどご説明したとおり、譲渡人は、高齢の為に経営規模縮小を理由に、譲受人に△△△△円で売り渡し、所有権を移転する。譲受人は、当該申請地を買い受け、規模拡大を行うというものになります。続きまして、農地法3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしていただきましたところ、年間、農業従事可能日数が、本人180日、奥様が90日となっております。目安としております年間150日の要件を満たしているので問題ないと思われまして、2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内に集落等の組織や他の農業者の集積、農地の分断などありませんので、問題ないかと思われまして。譲受人は、現在、◆◆◆でもありまして、地域の担い手として同地区内で耕作されておりますので、問題ないかと思われまして。3点目の農地の全てを効率的に耕作

する全部効率要件につきましては、トラクター、田植え機、コンバインなど大農機具を保有していますので、こちらも問題ないかと思われま。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は、個人で所有権を移されるということで、法人ではありませんので問題ないと思われま。譲受人が代表を務められております、◆◆◆につきましては、農地所有適格法人となっております。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

3番 (「異議なし」の声あり)  
(平野恒二) 譲受人が、〇〇〇〇さん、調査員も〇〇〇〇さん、これはどうなのですか。

事務局 (係長) 同人であります。

3番 (平野恒二) 議案について、関係のある人は、除席される訳です。そういった観点から、本人に関わるものを調査員にするのはいかなものかと思いますが、どうですか。

事務局 (係長) 確かに言われるとおり、調査自体は、事務局が代行するなりすればよかったのかもしれないのですが、今回、農地法第3条の許可の要件等の内容の確認につきましては、〇〇〇〇さんにしていただいたのもありますし、事務局でも農地法にうたわれている内容を調査するだけです。農地法上の許可の要件としては、問題ないと思いま。特段私用が絡んでいるというようなものでもない、推進委員の意見が絡んでいて、それが許可要件の案件になっているのであれば、問題があると思うのですが、農地法で調査する項目は、全てクリアしている内容となっていますので、特段、今回の許可する、しないの審議には問題ないかと思いま。

事務局 (局長) 確かに調査員の部分、〇〇〇〇さんに全体的に話を聞いていただきましたが、先ほど係長が言ったように、実際は、ある程度の部分については、事務局の方で許可の要件等は確認させていただきました。〇〇〇〇さんに総会に来ていただいて、退席というのはおかしいので、今回、〇〇〇〇さんは、欠席をしていただいたということで、事務局の方

で話を聞きながら進めさせていただきました。

7 番 (星洋一) 委員が言うのは当然で、やはり、本人は退席ですよ。その人に調査をやらせるというのは、まるっきり間違いです。そのへんをきちっとして、継続審議なら審議しましょうというふうに、新たに調査員を充てて、次回の農業委員会の総会に再度提出して、承認するのが筋です。私も元年から7年いましたけど、こういう案件は、それをやらないと何でもいいとなっちゃうじゃないですか。不許可、許可か継続か、不許可でもう一回提出して、詳細を新たにしないでやらないと何でもいいとなってしまう。私は委員の言うことは、ごもっともだと思います。以上です。私の意見です。

議 長 それでは皆さん、お諮りします。  
この2番の案件は、一回取り下げるか、また、継続しておくのか、どちらにしたらよろしいでしょうか。

3 番 (平野恒二) 私は、質問した部分を事務局が今後どのようにするか、議決するという前提を踏まえて、他の人の方がいいという意見なのですが、事務局の方の答弁がない限り、発言できません。

事務局 (局長) 今ほど話があったとおり、調査員を変更して、この案件については、再度、提案をさせていただきたいと思います。なお、〇〇〇〇推進委員は、農業委員ではございませんので、次の総会では、〇〇〇〇委員は案件がなければ出席はされませんが、調査員は、誰か代理の方を立てて、進めさせていただきたいと思います。

3 番 (平野恒二) 事務局の答弁を聞いて、結構です。

議 長 それでは、新しく調査委員を立てまして、もう一度、審議をし直すということでよろしいでしょうか。

3 番 (平野恒二) 私は、事務局の誤りで、今後そのようにしたいということ踏まえて、譲渡の要件が整っているということを知れば、議案のとおり議決されても結構です。私の意見は。

事務局 (局長) 恒二委員からの大変ありがたいお言葉をいただきました。要件的には、不許可の要件はございませんでした。ただ、調査員の指定については、事務局の誤りですので、その部分については、大変申し訳なかったと思います。この案件の要件につきましては、十分許可できる案件でございますので、調査員の関係につきましては、次回から、事務局の方で対応させていただきますので、この案件、可能であれば審議の方をお願いしたいと思います。

6 番 (湯田義三) 確認の意味合いなのですが、この案件については、〇〇〇〇さんは、何の落ち度もなかったということでしょうか。

事務局 (局長) 調査員の依頼について、事務局で誤った取り扱いをしたということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長 この案件は、今回戻さないで、審議をしまして、次回から、事務局には、調査員が当人の名前が出るようなことになった時は、代理を立てて審議を行うという方向でいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、事件番号3を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第5区、湯田雄市推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号3の説明をさせていただきます。譲渡人は、●●●●さん、73歳、\*\*\*の方です。譲受人は、〇〇〇〇さん、67歳、こちらも\*\*\*の方です。土地の所在は、\*\*\*字\*\*\*番、同じく\*\*\*番、両方とも畑です。面積は、\*\*\*番が□□□□㎡、\*\*\*番は□□□□㎡となっております。権利の設定、移転の原因は、所有権の移転となっております。譲受人の経営面積は、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計□□□□㎡となっております。申請事由ですが、譲渡人は、農業の廃止ということで、\*\*\*に居住されておりますが、農業を辞めるというようなものになっています。譲受人は、経営規模の拡大となっております。譲渡人は、農業を廃止し、△△△△円で売り渡し、譲受人は、こちらを買って、規模の拡大を行うというものです。畑2筆、□□□□㎡となっております。湯田雄市推進委員に調査していただいた内容について、説明させていただきます。まず、申請理由は、今ほどご説明したとおり、譲渡人は、農業を廃止され、△△△△円で当該農地を売り渡す。譲受人は、買って規模拡大を行うものになっています。次に、農地法3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしていただいたところ、年間、農業従事可能日数が、本人200日となっており、目安としている150日を超えているので問題ないかと思われます。2点目、地域との調和要件ですが、同地区内に集落等の組織や他の農業者の集積、農地の分断、他の農地利用に影響を与えることはないかと思われます。譲受人は、認定農業者として、同地区内で既に耕作されております

ので、問題ないかと思われます。3点目の農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、田植え機、コンバインなど大農機具を保有しておりまして、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作することに問題ないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は、法人ではありませんので問題ないと思います。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号4を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第11区、猪俣忠久推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島11 (猪俣忠久) 猪俣でございます。4番の●●●●さん、○○○○さんの贈与の件でございます。●●●●さん、75歳、住居地が\*\*\*で間違ひございません。○○○○さん、\*\*\*で私の\*\*\*地区の方で52歳です。会社員兼農業となつてございます。譲渡人と譲受人の関係は、甥と叔父という関係になつています。所有権移転の申請地は、○○○○さんが住んでいますの\*\*\*の4筆で地番は間違ひございません。書いてありますとおひ、●●●●さん名義の田んぼを○○○○さんに贈与するということにございました。電話で調査した結果、問題ないと思ひましたので、よろしく審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

6 番 (湯田義三) 現在の状況はどうなつていますか。●●●●さんは\*\*\*にいますということに、現在は○○○○さんが作つていますのですか。

田島 11 (猪俣忠久) 現在は、〇〇〇〇さんが貸して、作ってもらっているみたい  
です。登記上、叔父名義の土地です。

事務局 (係長) 私の記憶が間違えてなければの話ですが、この4筆については  
農業基盤強化法の利用権設定が結ばれていて、耕作者がいます。全く耕  
作されていないという訳ではなくて、現況は水田で田んぼを作られて  
います。

議 長 他に疑問な点がございましたら、質問をお願いいたします。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑を終結し、採決してもよろしいでしょうか。  
お諮りいたします。事件番号4について、原案のとおり決定するこ  
とにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしま  
した。

議 長 次に、事件番号5を議題といたします。  
ここで、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制  
限に準じ、馬場崇裕委員の退席を求めます。

(馬場崇裕委員 退席)

議 長 それでは、地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進委員が欠席  
ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 5ページ目の事件番号5をご覧いただきたいと思います。譲渡  
人は、●●●●さん、82歳、\*\*\*の方になります。譲受人、〇〇〇〇  
さん、75歳、\*\*\*の方です。許可を受けようとする土地の表示は、\*  
\*\*字\*\*\*番、地目が田、面積が□□□□㎡になります。所有権の移  
転です。譲受人の経営面積は、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計  
□□□□㎡となっております。申請事由は、譲渡人は、相手方の要望、  
譲受人は、経営規模の拡大となっております。無償譲渡になります。田1  
筆、□□□□㎡の申請となっております。齋藤委員に確認していただいた  
状況について、説明させていただきます。申請理由は、今ほど説明しま  
したとおり、譲渡人は、相手方の要望により贈与し、所有権の移転を行  
う。譲受人は、当該申請農地を譲り受け、規模拡大を行うというものに  
なっています。次に、農地法3条の許可の各要件についてですが、1点  
目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましても、申請  
書の内容を聞き取りしましたところ、年間、農業従事日数が、子200日、  
子の妻180日、妻180日の見込みとなっております、目安としていま

す 150 日の日数を大幅に超えておりますので問題ないと思われま  
す。2 点目、地域との調和要件ですが、同地区内に集落等の組織や他の農業者  
の集積、農地の分断、他の農地利用に影響を与えることはないと思われ  
ます。3 点目の農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきまし  
ては、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機など大農機具を所有  
しております、当該申請農地を含め、全ての効率的に耕作管理するこ  
とに問題ないと思われま。最後に、農地所有適格法人要件につきまし  
ては、譲受人は、法人ではありませんので問題ないと思いま。以上、  
調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いした  
いと思いま。

なお、譲受人の〇〇〇〇さんが、馬場崇裕さんのお父さんになってお  
ります。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願いま。  
本案に対してご質疑ございませんか。

3 番 (平野恒二) 面積□□□□㎡は、間違いないですか。

事務局 (係長) 間違いありませ。こちらは、〇〇〇〇さんが農地を使われて  
いるところの道路と農地のちょうど中間、道路で潰れた残地の部分が□  
□□□㎡残っていたものを買受けて一体的に使うという扱になるの  
で、この□□□□㎡は間違いないです。

議 長 他にございませんか。  
質疑がないようです、質疑を終結し、採決いたしま。  
お諮りしま。事件番号 5 について、原案のとおり決定することにご  
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号 5 については、原案のとおり決定いたしま  
した。  
ここで、馬場委員の入室を許可しま。

(馬場崇裕委員 入室)

議 長 以上で、議案第 1 号の審議を終了いたしま。  
続きまして、日程第 5 「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可  
申請について」を議題といたしま。  
事件番号 1 について、地区担当調査員の田島第 3 区、星仁推進委員が  
欠席です、事務局から調査結果の説明をお願いしま。

(係長) 議案書の7ページ、事件番号1になります。設定人は、●●●●●さん、78歳、\*\*\*の方になります。被設定人は、○○○○さん、\*\*\*字\*\*\*番地\*\*\*になります。職業は、▼▼▼となります。土地の所在は、\*\*\*字落\*\*\*番\*\*\*、地目が畑、現在は休耕田となっています。面積が□□□□㎡、こちらは、農用区域外の農地となっています。施設の概要は、事務所、駐車場等用地となっています。土地代、賃借料として、年間△△△△円ということで、賃借権の設定を行うというものになります。申請事由は、現在、\*\*\*の\*\*\*地内で▼▼▼を営んでいるが、事務所、倉庫等が町の中心部で国道に面したもともと混雑する位置で、作業効率を悪くしているので、今般、事務所を移転する計画となった。交通事情が良く、スペースも広く確保でき、利用しやすい土地を探していたところ、当該地が県道に面しており、事務所移転の条件に最適地と判断して、今回申請するというものになります。許可の日から50年間の賃借料権を設定するというもので、資料1をご覧ください。現在この土地は、休耕田という取り扱いになっていますが、実際は木が生えている、植林されているような状況になっています。続きまして、星委員に調査していただきました内容について、説明させていただきます。立地基準ですが、事務局の方で調べた内容を説明させていただきます。当該申請農地は、鉄道の駅、\*\*\*駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の区域、公共施設至近距離農地で、第3種農地の扱いになっております。第3種農地は、転用しうる許可基準となります。参考までに、資料1の最後のページにカラーページで付けさせていただいております。\*\*\*駅から直線距離で275mということで、概ね300m以内にある農地でございます。続きまして、一般基準の各項目の調査結果について、報告させていただきます。1点目、転用行為を行うに必要な資力などあるかについてですが、造成費△△△△円、建築費△△△△円、支出合計△△△△円につきましては、全額自己資金で賄う計画となっております。申請書に添付されておりました残高証明書を確認したところ、預金残高もあることから、問題ないと思われまます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、当該農地につきましては、休耕地でありまして、登記簿等に抵当権等の設定もありませんでしたので問題ないと思われまます。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的でありまして、遅滞なく着手されることが見込まれております。4点目、他の法令の許認可の見込みがあるかについてですが、こちらについては問題ないと思われまます。5点目、転用面積が妥当であるかという点につきましては、事務所が□□□□㎡、駐車場、通路等用地として□□□□㎡の転用許可申請面積につきましては、過大でないというふうに思われまます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れはないかについてですが、住宅に隣接する農地でありまして、現在は休耕地であることから、他の農地に対する営農条件への障害、日照の問題、農地の分断も無いと思われまます。以上、調査していただいた結果、許可が相当であると判断され

ますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご  
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号1については原案のとおり決定いたしまし  
た。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。  
なお、事件番号3番から6番についても、事件番号2と同様の案件で  
すので、地区担当調査員の館岩第1区、佐藤春香推進委員から一括して  
調査結果の説明をお願いします。

館岩1 (佐藤春香) 同じ案件なので、併せてご覧ください。2番が、譲渡人、  
●●●●さん、譲受人が、○○○○です。土地の所在は、\*\*\*番、地  
目、田、現況、原野、面積□□□□㎡、農用地区域内の農地です。次に、  
番号3番の譲渡人、●●●●さん、譲受人は、同じ農林事務所です。土  
地の所在は、\*\*\*番、地目、田、現況、田、面積□□□□㎡、農用地  
区域内の農地、同じく\*\*\*番、地目、田、現況、田、面積□□□□㎡、  
農用地区域内の農地です。4番、●●●●さん、土地の所在は、\*\*\*  
番、地目、田、現況、原野、面積は□□□□㎡、農用地区域内の農地で  
す。5番、●●●●さん、土地の所在は、\*\*\*番、地目、田、現況、  
原野、面積は□□□□㎡、農用地区域内の農地です。6番、●●●●さ  
ん、土地の所在は、\*\*\*番、地目、田、現況、畑、面積□□□□㎡、  
農用地区域内の農地です。5月15日、お電話をさせていただきました。  
申請事由ですが、◇◇◇の中山間地域総合整備事業において、コンクリ  
ート水路を新設する工事を行うため、隣接する農地に工事中道路を設置  
するため、使用貸借権を設定するものです。一時転用期間は、許可の日  
から令和5年11月30日までです。立地基準ですが、これはいわゆる農  
地の区分になりますので、事務局に調べていただきました。当該申請農  
地は、農用地区域内にある農地ではありますが、農地の転用行為が、仮  
設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、  
当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると  
認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第  
8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域の整  
備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること

に該当するときは、例外的に許可し得るとなっている農地です。次に、一般基準の各項目の調査結果についてご報告します。1点目、転用行為を行うに必要な資力があるかどうかについてですが、◇◇◇の中山間地域総合整備事業であるため、問題ありません。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、登記簿に抵当権などの設定はありませんでしたので問題ありません。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みがあるかについてですが、必要となる許認可の処分や他の法令との調整はありませんので、問題はありません。5点目、転用面積が妥当であるかという点についてですが、一時転用の許可申請面積は過大な面積ではありません。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与えることないかについては、農閑期に工事を行うため、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。  
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号3について、異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
3番についても、原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、事件番号4について、ご意見ございませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)  
ありがとうございます。  
4番についても、原案のとおり決定することといたします。

- 議 長 続きます、事件番号5を議題といたします。  
5について、ご意見ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)  
ありがとうございます。  
5番につきましても、原案のとおり決定いたします。
- 議 長 続きます、事件番号6を議題といたします。  
6番について、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、6番につきましても、原案のとおり決定することといたします。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
- 議 長 続きます、日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 田島1 (渡部昭雄) 5月14日に電話で状況を確認いたしました。なおかつ、現場の方に行ってまいりました。申請人は、\*\*\*の〇〇〇〇さん、87歳の方です。だいぶご高齢なので、土地の名簿を確認したいということで、この田の土地が今現在は、宅地になっているのですが、これが見つかったということで申請が上がってまいりました。面積が□□□□㎡です。たまたま分かったような部分で、今までは、雑種地、自分の家の隣なので、雑種地、宅地というのですか。見てまいりましたら、草ぼうぼうです。場所は、資料の7をご覧ください。地図が載っておりまして、この青い色が\*\*\*川という川です。\*\*\*川をコンクリートの河川工事を行った際に、田んぼとして使っていたところが、水が来なくなってしまった。\*\*\*川が低いので、そこから水を引き上げるのは無理です。なぜこのような工事をしたのかわかりませんが、もう宅地として使っておりまして、もう20年以上は過ぎております。面積も□□□□㎡ですから、今更農地に戻す。これは、無理だと思います。以上でございます。
- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、事件番号2を議題といたします。  
事件番号2について、地区担当調査員の田島第11区、猪俣忠久推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 田島11 (猪俣忠久) 現況確認証明ということで、2番、申請人は、〇〇〇〇さん、84歳です。住所は、\*\*\*で間違いございませんが、娘さんのところに同居しているそうです。証明を受けようとする土地、\*\*\*でここも間違いございません。面積□□□□㎡、非農地になった理由ということで、国道の拡張工事が行われ、その際に土蔵を移設したということで、資料8の一番後ろのページにある写真を見ると分かると思うのですが、土蔵があって、周りは登記上畑となっておりますが、畑の跡形すらないというような状況でございました。写真を見るとおりですので、畑にはもう戻らないという感じの印象が見受けられました。どうぞよろしく審議のほどお願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、事件番号3を議題といたします。  
地区担当調査員の伊南第1区、八須賀智推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 伊南1 (八須賀智) それでは、3番、4番をご説明いたします。まず1件目、\*\*\*地区の案件でございます。申請人は、〇〇〇〇さん、\*\*\*字\*\*\*番地の方です。所在は、\*\*\*字\*\*\*、地目、畑、現況、山林、面積は□□□□㎡です。農用地区域外の農地でございます。申請理由は、土地地目変更登記申請の為であります。5月12日に電話で、14日に現況を確認いたしました。申請の理由ですが、50年前頃にお父さんが、杉、

栗を植林されました。下草刈り等の管理をしながら現在に至っておりますので現況確認証明後に、地目変更の登記をしたいということでございます。現況確認証明の許可の条件を調査した結果、山林、原野化、あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であります。申請地は、約 50 年前にお父さんが、杉、栗を植林し現在に至っている状況ですので、農地への復旧は難しいと思われれます。農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、農地転用の許可を受けた経過は見られませんでした。また、無断転用の状態にあることを行政から指摘した経過もありませんので問題はありません。3 点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、事務局に確認していただきましたが、農用地区域内の農地ではないとのことで問題ありません。4 点目、非農地化してから 20 年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請書に記載のあるとおりで非農地化しているものと思われれます。以上の調査の結果、証明が適正であると判断されますので審議をお願いします。

続きまして 2 件目ですが、2 件目も申請人は、〇〇〇〇さん、\*\*\* 字\*\*\* 番、土地の所在は、\*\*\* 字\*\*\* 番\*\*\*、地目は田、現況は宅地、□□□□㎡、農用地区域外の農地でございます。申請理由ですが、土地地目変更登記申請のためです。資料 10 の最後の方にありますので、ご確認お願いいたします。5 月 12 日に電話、14 日に現況確認をいたしました。申請理由ですが、昭和 58 年に建築工事業の規模拡大により、事業用倉庫を当該地に建築し、現在に至っておりますので、現況確認証明により土地地目変更登記を行うためです。次に、現況確認証明の許可の条件等についてですが、1 点目、山林、原野化、あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であるということですが、58 年に建築工事業の規模拡大により、事業用倉庫を当該地に建築し現在に至っている状況ですので、農地への復旧は適切ではないと思われれます。2 点目、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、農地転用の許可を受けた経過は見られませんでした。また、無断転用の状態にあることを行政から指摘した経過もありませんので問題はありません。3 点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、事務局に確認していただきましたが、申請地は農用地区域内の農地ではない、とのことで問題ありません。4 点目、非農地化してから 20 年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請書に記載のあるとおり昭和 58 年に建築工事業の規模拡大により、事業用倉庫を当該地に建築し現在に至っている状況ですので、非農地化しているものと思われれます。

以上の調査の結果、証明が適当であると判断されますので審議をお願いいたします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。  
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号3について、原案のとおり決定いたしました。  
お諮りします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号4について、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (長谷川) 事務局の長谷川です。私から、議案第4号 農地利用集積計画決定について説明させていただきます。初めに、議案書13ページをご覧ください。利用権設定5月分について、再設定、新規、合計分の順で読み上げます。再設定、田、9筆□□□□㎡、畑、1筆□□□□㎡、新規、田、40筆□□□□㎡、畑、5筆□□□□㎡、再設定、新規の合計分、田、49筆□□□□㎡、畑、6筆□□□□㎡、合計55筆、□□□□㎡となっております。利用権設定の一覧ですが、次のページ、14ページから17ページにございます。使用貸借権に関しまして、15ページの38番、\*\*\*地域の\*\*\*地区と16ページの45番から47番、\*\*\*地域\*\*\*地区、同じく16ページ51番から55番、\*\*\*地域\*\*\*地区が該当となっております。内容としましては、貸付人から耕作者への意向によるものとなっております。最後に、農地中間管理事業の集積計画一括方式による利用権設定ですが、次のページ、17ページにございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

3 番 (平野恒二) お願いですが、申請人が法人の場合、代表者の名前を記載することはできないですか。

事務局 (局長) 次回から対応させていただきます。

議 長 それではお諮りします。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号4について、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。  
総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (局長 説明)

議 長 ありがとうございます。  
他に皆様から何か、お願い、要望がございましたらお聞きします。  
何かございませんか。

議 長 それでは、その他に入ります。

事務局 (係長 タブレットについて説明)

議 長 その他、みなさんからはありませんか。  
それでは、代理の方から、閉会の言葉をお願いします。

職務代理 (湯田孝義) 大変、田植えの繁忙時期で気がもめる中で、楽しくやる。  
農作業事故かなり多いですから、安全に気を付けていただきたいと思います。  
これをもちまして閉じます。

閉会 午後 3時15分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

2 番

6 番